

山形県障がい者スポーツボランティアバンク運営要綱

(目的)

第1条 山形県障がい者スポーツボランティアバンク（以下「バンク」という。）は、障がい者スポーツ活動の様々な場면을支援するボランティアを障がい者スポーツ団体・クラブ・個人の活動が気軽に利用できるシステムを構築することにより、障がい者スポーツの振興に寄与するとともに、障がい者スポーツ団体・クラブ等と支援者とのネットワークづくりを進めることを目的とする。

(運営主体)

第2条 バンクの運営は、山形県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）が行う。

(ボランティア登録)

第3条 ボランティア登録の対象は、障がい者スポーツを促進するため、協会や障がい者スポーツ団体・クラブ等に活動協力する山形県内の個人及び団体とする。

ただし、個人及び団体の代表者は18歳以上の者とする。

- 2 前項に該当し、バンクにボランティア登録を希望する者は、山形県障がい者スポーツボランティアバンク登録申込書（様式第1号）を協会に提出しなければならない。
 - 3 協会は前項による登録申し込みがあったときは、バンクに登録するものとし、登録後、速やかに申込者にその旨を通知するものとする。
 - 4 協会は、申込書に虚偽の記載があることが判明したとき又は登録が不相当と認められる場合、その登録を拒否することができる。
 - 5 協会は、前項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なくその旨を通知するものとする。
 - 6 協会は、バンクにボランティア登録をされた者（以下「登録者」という。）の個人情報をも他の目的に使用してはならない。
- ただし、当該登録者の承諾がある場合は、この限りではない。

(登録の変更・抹消の届出)

第4条 登録者は、登録事項に変更があったとき又は、速やかに協会に連絡しなければならない。

- 2 協会は、第1項による登録抹消の申し出があったときは、速やかに当該申し出に係る登録を抹消するものとする。
- 3 協会は、登録者が次のいずれかに該当するときは、登録者の申し出によらずその登録を抹消するものとする。
 - (1) 虚偽の記載その他不正の手段によりバンクの登録をしたとき
 - (2) 障がい者スポーツ活動に携わるにふさわしくないと認められる行為があったとき

(登録の有効期間)

第5条 バンク登録の有効期間は、第3条第3項の登録した日から当該登録日が属する

年度の末日までとする。ただし、登録抹消の申し出がない場合は、自動的に継続する。
(情報提供)

第6条 協会は、登録者に関する情報を協会のホームページ・機関紙等により、広く情報提供を行う。

2 協会が前項において提供する情報は、以下の項目に限るものとする。ただし、登録者の承諾があった場合はこの限りでない。

(1) 団体登録者の団体名、登録人数、団体所在地(市町村名)、活動を希望する分野、活動可能曜日・時間、活動可能場所

(2) 個人登録者の住所(市町村名)、活動を希望する分野、活動可能曜日・時間、活動可能場所、スポーツに関する免許・資格、ボランティア活動等の経歴・資格

(登録者の派遣を依頼できる者)

第7条 登録者の派遣を依頼できる者(以下「依頼者」という。)は、山形県内を主な活動エリアとする障がい者スポーツ団体・クラブ等及び個人であり、協会の正会員又は賛助会員である者とする。

(ボランティア活動の内容)

第8条 依頼者が登録者に協力を依頼することができる内容は、次のいずれかとする。

(1) 障がい者スポーツの練習への協力(練習相手、サポート等)

(2) 障がい者スポーツ大会、イベント等の手伝い

(3) その他協会長が認めた障がい者スポーツ活動に関すること

(派遣依頼の手続き)

第9条 依頼者は、山形県障がい者スポーツボランティア派遣依頼書(様式第2号)(以下「依頼書」という。)により、協会に派遣依頼しなければならない。

2 協会は、前項による依頼があったときは、内容を確認の上受理し、依頼内容を遂行できる登録者を紹介するよう努める。

協会は、依頼内容により、登録者の紹介のほか、県内の障がい者スポーツ関係団体や競技団体を紹介するなどの適切な対応を行う。

3 協会は、依頼書に虚偽の記載があることが判明したとき又は紹介することが適当でないと認められる場合は、その依頼を拒否することができる。

4 協会は、前項の規定により依頼を拒否した場合においては、遅滞なくその旨を申請者に通知するものとする。

5 協会は、依頼者に対して、紹介する登録者の第6条第2項に掲げる項目のほか、氏名、性別、年代についてのみ情報提供を行う。

ただし、登録者の承諾がある場合はこの限りでない。

依頼者は、情報提供された内容を他の目的に使用してはならない。

6 協会は、協力を依頼する登録者に対して依頼者の派遣依頼書の写しを提供する。

登録者は、情報提供された内容を他の目的に使用してはならない。

7 紹介を受けた依頼者は当該登録者に対し事前に協力依頼内容等を説明のうえ、その

同意を得るものとする。

- 8 依頼者は、前項により登録者の同意を得た場合、協力を受ける日の1週間前までに協力登録者氏名、協力内容、実施日時、実施場所を協会に報告する。
- 9 登録者は、依頼者から事前に依頼を受けた内容のボランティア活動に従事する。

(活動実績の報告)

- 第10条 ボランティアの協力を受けた依頼者は、協力を受けた日から1週間以内に協力登録者氏名、協力内容、実施日時、実施場所を協会に報告しなければならない。
ただし、事故・怪我があった場合は、速やかに協会に報告しなければならない。

(謝礼等)

- 第11条 登録者の活動は、ボランティアの趣旨に則り、原則として無償の活動とする。
ただし、登録者が年間ボランティア保険に加入していない場合は、協会が登録者の活動の都度、事前にボランティア保険に加入する。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年9月30日から施行する。